

2019年 司法問題シンポジウム

11|27 **水**

- 18:00開場 18:30~20:30(終了予定)
- 場所 浦和コミュニティセンター多目的ホール
浦和駅東口バルコ上コムナーレ10階
- 構成 ①基調報告(申景秀弁護士)
②パネルディスカッション

これでいいのか最高裁!?

ドイツ、コスタリカ、韓国との比較を通じて



伊藤 千尋氏
国際ジャーナリスト
元朝日新聞記者



瀬木比呂志氏
明治大学法科大学院教授
元裁判官(2012年退官)



畑尻 剛氏
中央大学法学部教授(憲法)
衆議院憲法調査会参考人

主催 埼玉弁護士会

お問合せ先 埼玉弁護士会 048・863・5255

日本国憲法上、最高裁判所は法律や行政処分などが憲法に適合しているかどうかを決定する終審裁判所とされています。しかし、最高裁が1947年の発足後これまでの72年の間に違憲と判断した法律は10件しかありません。

他方で、1951年発足のドイツ連邦憲法裁判所は、これまで、少なくとも700件以上の違憲判断を出しています。また、中米のコスタリカでは、1989年に憲法法廷を設置して以降、年々憲法訴訟が増大し、2017年度には年間2万件以上にまでなっています。お隣の韓国では、1988年に憲法裁判所が発足し、その後最近までの間に少なくとも1800件以上の違憲判断が出されています。

このように、世界の多くの国々は、憲法判断を専門に扱う憲法裁判所を設置して自国の憲法を活性化させてきているのです。

日本でも、1957年に最高裁判所の機構改革法案が国会で審議された経緯があります。その後、1990年代以降、最高裁判所とは別に憲法裁判所を設置する改革案などが憲法研究者を中心に議論されてきています。

以上のような中での今回のシンポジウムは、上記諸国の憲法裁判所との比較を通じて、日本の最高裁判所を抜本的に改革する参考とすべく企画しました。

2019年 司法問題シンポジウム

11|27 水

■ 18:00開場 18:30~20:30(終了予定)

■ 場所 浦和コミュニティセンター多目的ホール
浦和駅東口ハルコ上コンナール10階

■ 構成 ①基調報告(申景秀弁護士)
②パネルディスカッション

これでいいのか最高裁!?

ドイツ、コスタリカ、韓国との比較を通じて



伊藤 千尋

国際ジャーナリスト
元朝日新聞記者

1949年山口県生まれ、東大法学部卒。在学中にキューバでサトウキビ刈り国際ボランティア、73年卒業し東大「ジブシー」調査探検隊長として東欧を調査。74年朝日新聞に入社し、サンパウロ支局長(中南米特派員)、バルセロナ支局長(欧州特派員)、ロサンゼルス支局長(米州特派員)を歴任。2014年からフリーの国際問題ジャーナリスト。これまで82か国を現地取材した。NGO「コスタリカ平和の会」共同代表、「九条の会」世話人。主著に『9条を活かす日本~115%が社会を変える』『凍としたアジア』『凍とした小国』(新日本出版社)、『世界を変えた勇氣~自由と抵抗51の物語』(あおぞら書房)、『反米大陸』(集英社新書)、『燃える中南米』(岩波新書)、『観光コースでないベトナム』『キューバ~超大国を屈服させたラテンの魂』(高文研)、『今こそ問われる市民意識~わたしに何ができるか』(女子パウロ会)、『太陽の汗、月の涙』(すずさわ書店)など



瀬木比呂志

明治大学法科大学院教授
元裁判官(2012年退官)

1954年、名古屋市生まれ。東京大学法学部卒。1979年以降裁判官。2012年明治大学教授に転身、専門は民事訴訟法・法社会学。在米研究二回。著書に、司法の構造的批判・分析『絶望の裁判所』『ニッポンの裁判』(第二回城山三郎賞受賞)(ともに講談社現代新書)、『裁判所の正体』(清水潔氏との対談、新潮社)、一般書の総論『裁判官・学者の哲学と意見』(現代書館)、リベラル アーツ関連の『リベラルアーツの学び方』(ディスカヴァー・トゥエンティワン)と『教養としての現代漫画』(日本文芸社)、小説『黒い巨塔 最高裁判所』(講談社)、また、専門書として、『民事訴訟法』『民事保全法』『民事訴訟の本質と諸相』『民事訴訟実務・制度要論』『ケース演習 民事訴訟実務と法的思考』(いずれも日本評論社)等がある



畑尻 剛

中央大学法学部教授(憲法)
衆議院憲法調査会参考人

1950年、和歌山県生まれ。中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了。城西大学経済学部専任講師、同教授を経て、2004年より現職。2005年から2013年まで、中央大学大学院法務研究科教授を併任。ドイツのバイロイト大学(1990年)、フライブルク大学とミュンスター大学(2013年)に留学。1992年に、ドイツの連邦憲法裁判所研究で博士号を取得。主な著作として、『憲法裁判研究序説』(尚学社)、『ドイツの憲法裁判(第2版)』(共編著・中央大学出版部)、『ドイツの憲法判例IV』(共編著・信山社)、『憲法裁判における「制度」とその「運用」』(共著『憲法学の創造的展開』信山社)、『憲法裁判所設置問題を含めた機構改革の問題』(公法研究63号)、『憲法の規範力と憲法裁判—ドイツの連邦憲法裁判所に対する世論調査を素材として—』(法学新報123巻5-6号)。

主催 埼玉弁護士会

お問合せ先 埼玉弁護士会 048・863・5255